

令和5年度から令和9年度までのF-35Aの取得方法の変更について

（令和4年12月16日
国家安全保障会議決定
閣議了解）

「F-35Aの取得数の変更について」（平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議了解）において、「平成31年度以降の取得は、完成機輸入によることとする。なお、取得方法については、今後のF-35Aの製造状況を踏まえ、より安価な手段がある場合には、これを適切に見直す。」とされていることに基づき、令和5年度から令和9年度までのF-35Aの取得は、より安価な手段であることが確認された国内企業が参画した製造によることとする。